

広報羽島用水

第 30 号
令和元年5月10日発行

みどり 水土里 ネット 羽島用水



県営水質保全対策事業「羽島6期地区」(西幹線用水路：羽島市足近町南之川地内)

平成31年4月現在の受益面積及び組合員数

市 町	岐阜市	各務原市	羽島市	岐南町	笠松町	合計
受益面積(ha)	53.8	262.5	789.2	127.4	154.5	1,387.4
組合員数(人)	426	1,469	2,517	782	783	5,977

※排水受益を含む



地域に生きる木曾の清流

発行/羽島用水土地改良区
岐阜県羽島郡笠松町新町42
TEL (058) 388-2626
FAX (058) 387-7274
URL <http://www.hashimayousui.jp>
E-mail info@hashimayousui.jp

理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長

伏屋 賢治



新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃は、羽島用水土地改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、7月に西日本を襲った記録的な豪雨、8月には台風21号が上陸する等、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。当改良区も、7月の豪雨では数日にわたり、24時間態勢のもと各排水機場で排水運転を実施しましたが、幸い大きな被害もなく地区内排水作業を終了いたしました。

また、水稻作況については、9月中旬以降の日照不足等により、昨年12月の東海農政局公表による岐阜県の作況指数は「97」の「やや不良」でございました。

今年度の通水状況でございますが、犬山頭首工からの取水をすでに開始しております。受益地区全域に配水するよう最大限の努力をいたしますが、与えられた取水量には限りがありますので、今後とも貴重な農業用水の効率的な水管理にご協力をお願いいたします。

一昨年に引き続き、昨年6月に土地改良法の改正が行われました。今後、定款を変更するほか総代選挙規程を制定し、今年度末で任期を迎える総代の選挙を土地改良区管理のもと実施する予定でございます。

管内の県営土地改良事業の今年度予定でございますが、用水路のパイプライン化事業（県営水質保全対策事業）「羽島6期地区」が平成30年度を以て完成し、引き続き水管理システム等の整備が進められます。

また、パイプライン化後の上部の整備につきましても、県営農村環境整備事業「羽島用水6期地区」として施工予定でございます。

平成22年度に着工いたしました県営湛水防除事業「逆川1期地区」は、昨年4月より新正木排水機場の運用が開始され、平成30年度を以て完成しております。引き続き、平成30年度より「逆川2期地区」として導水路工事が実施されています。また、県営かんがい排水事業（保全合理化型）「松枝・足近2期地区」につきましては、水管理の合理化・省力化及び近年の地球温暖化等の影響による局地的豪雨への迅速な対応を図るため、羽島市内、足近北排水路の足近北上流・下流樋門の電動化工事が予定されています。

当改良区にとりまして大変重要な事業ばかりでございますが、早期に事業完了し、効果が発現されますよう努力してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

土地改良区の維持管理事業も予算の確保が大変厳しい中、国、県、関係市町のご協力を得ながら組合員の皆様のご要望に応じてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍、そして豊穰の秋を迎えられますようご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

第51回通常総代会開催される

第51回通常総代会は去る3月20日（水）午後1時30分より、本土地改良区会議室において総代定数74名中58名の出席を得て開催され、伏屋理事長の挨拶の後、議長に岩田壽総代（第9区）を選出して議事に入り、提出議案7案件について審議がなされ、いずれも原案のとおり承認、議決されました。

提出議案及び令和元年度予算は次のとおりです。



議案

- 第1号議案 平成29年度事業報告、一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 第2号議案 平成30年度一般会計・特別会計収支補正予算の承認について
- 第3号議案 平成31年度事業計画並びに一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 第4号議案 平成31年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準・賦課徴収時期・徴収方法の議決について
- 第5号議案 一時借入金の議決について
- 第6号議案 預入金融機関の議決について
- 第7号議案 役員（理事）の補欠選任について

令和元年度 一般会計予算

収入

款	予算額 円
1. 組合費	51,779,000
2. 財産収入	394,000
3. 使用料	12,101,000
4. 補助金	41,334,000
5. 交付金	8,007,000
6. 寄付金	1,000
7. 雑収入	7,112,000
8. 借入金	1,000
9. 繰越金	15,000,000
10. 繰入金	39,331,000
11. 負担金	86,462,000
収入合計	261,522,000

支出

款	予算額 円
1. 事務費	72,433,000
2. 事務所費	3,230,000
3. 選挙費	2,554,000
4. 維持管理費	114,603,000
5. 適正化事業費	10,254,000
6. 土地改良管理事業費	1,060,000
7. 土地改良事業費	34,508,000
8. 委託費	1,000
9. 借入償還金	2,000
10. 負担金	9,359,000
11. 諸費	4,936,000
12. 建設費	1,000
13. 繰出金	6,581,000
14. 予備費	2,000,000
支出合計	261,522,000

令和元年度 特別会計予算

収入

款	予算額 円
1. 決済金収入	20,000,000
2. 繰越金	209,490,000
3. 雑収入	400,000
収入合計	229,890,000

支出

款	予算額 円
1. 繰出金	39,331,000
2. 過年度支出	300,000
3. 予備費	190,259,000
支出合計	229,890,000

令和元年度 賦課金・決済金について

令和元年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記のとおり決定しました。

経常賦課金			特別賦課金（新濃尾用水事業基金）			地区除外決済金		
地域	種目	1,000㎡当たり	地域	種目	1,000㎡当たり	地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	6,300 円	全地区	田	200 円	全地区	田	295,100 円
	畑	3,150		畑	100		畑	147,550

※手数料1筆につき1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税（担当）部門におたずねください。

平成29年度 決算（平成31年3月20日通常総代会で承認）

一般会計

収入

款	決算額
1. 組合費	52,238,150 円
2. 財産収入	317,746
3. 使用料	15,246,996
4. 補助金	39,770,520
5. 交付金	3,444,000
6. 寄付金	0
7. 雑収入	7,646,152
8. 借入金	0
9. 繰越金	25,557,553
10. 繰入金	11,257,000
11. 負担金	87,102,440
収入合計	242,580,557

支出

款	決算額
1. 事務費	59,671,866 円
2. 事務所費	2,973,349
3. 選挙費	0
4. 維持管理費	101,816,386
5. 適正化事業費	5,517,050
6. 土地改良管理事業費	602,640
7. 土地改良事業費	31,161,240
8. 委託費	0
9. 借入償還金	0
10. 負担金	6,247,107
11. 諸費	5,391,124
12. 建設費	0
13. 繰出金	6,469,071
14. 予備費	0
支出合計	219,849,833

差引差額（翌年度繰越金） 22,730,724円

特別会計（地区除外決済金）

収入

款	決算額
1. 決済金収入	41,716,512 円
2. 繰越金	158,169,091
3. 雑収入	572,002
収入合計	200,457,605

支出

款	決算額
1. 繰出金	11,257,000 円
2. 過年度支出	0
3. 予備費	0
支出合計	11,257,000

差引差額（翌年度繰越金） 189,200,605円

功勞者表彰

平成31年3月19日(火)に開催された、第61回岐阜県土地改良事業団体連合会通常総会において、表彰が行われ、次の方々が表彰されました。(※敬称略)

岐阜県土地改良事業団体連合会長表彰

羽島用水土地改良区 第1区理事 加藤 正義
 第8区理事 小川 稔
 第11区理事 大橋 勝好

受賞されました方々のご功績に心から感謝申し上げ、今後益々のご健勝をお祈りいたします。

新役員の紹介

平成31年3月20日(水)に開催された、第51回通常総代会において、役員(理事)の補欠選任が行われ、次の方が選任されました。(※敬称略)

任期は、平成32年4月27日(前任者の残任期間)となります。

第12区理事 花村 直良(羽島市正木町)

総代選挙について

現総代の任期が来年3月31日まで、現理事・監事の任期が来年4月27日までとなっており、来年は総代・理事・監事の改選の年にあたります。

土地改良法の改正が行われたため、今後、定款変更等、総代選挙規程を制定し、土地改良区の管理のもと総代選挙を実施します。

令和元年度 羽島用水取水計画

「本格取水は5月21日から」

※許可水利権により取水しております。

早期栽培には十分な水量確保ができませんのでご了承下さい。

期 間	取水計画量m ³ /S	備 考
4月 1日～ 4月17日	0.00	
4月18日～ 5月20日	3.50	苗代
5月21日～ 6月19日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月20日～ 7月17日	6.50	//
7月18日～ 7月24日	3.50	中部地区 断水(中干し)
7月25日～ 9月24日	6.50	出穂期・普通期
9月25日～10月14日	3.50	
10月15日～翌年3月31日	0.06	

※気象条件等により変更する場合があります。又、下記の場合は犬山頭首工において取水水門が全閉となりますので通水不可となります。

①地震発生の場合 1) 震度5以上の場合 2) NTT回線が寸断された場合 ②木曾川洪水量3km³/sを超えた場合

お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。

また、田の取水栓(横断管含む)、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。

各分水工・樋門・スクリーン管理

令和元年度、下記の方々により各分水工・樋門及びスクリーンの管理をしていただきます。

用水分水工・スクリーン管理人

排水樋門管理人



管理場所	氏名
取入口	犬山頭首工管理所
前渡東樋門	羽島用水土地改良区
東西分水工	//
大浦分水工	味岡 巖
直道分水工	川島 康雄
狐穴スクリーン	山田 照夫
大野スクリーン	岩田 光治

管理場所	氏名
手力樋門	山田 弘志
上心分樋門	小関 誠
門間上流樋門	金森 清久
門間下流樋門	近藤 好弘
市場樋門	加藤 芳正
元町樋門	箕浦 博行
小荒井樋門	渡辺 貞一
南之川樋門	岩田 増秀
足近北上流樋門	服部 春彦
足近北下流樋門	岩越 昌宣
足近南下流樋門	箕浦 博行
足近閘門・富民門	川瀬 嘉洋
逆川・狐穴樋門	山田 照夫

限りある水資源節水にご協力を!

用水の配分には、努力しておりますが、水の取込みすぎで排水路に落水されますと末端で不足することになりますので、無効放流とならないよう組合員のみなさんの自主管理のご協力をお願いします。

ストップ!不法投棄 ～不法投棄を撲滅させましょう～

水路にゴミや刈り取った草などを捨てられますと水路がつまり、水が溢れることがあり、大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が科せられます。たとえ捨てたのがビン、缶、紙くずのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり、犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用（賦課金）が必要となります。当土地改良区では悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。



取水のための「堰板」は使用後に元に戻しましょう!

当土地改良区の用水は限られた取水量にて賄われております。昨今の農業の兼業化に伴い、以前のような田んぼの見回りをされる方が少なくなっており、常に水路に「堰板」や「土のう」等を入れたままの状況が各地区で見受けられます。その結果、下流地域に用水不足をきたしています。

又、降雨時、水路に「堰板」が入れてあると水路から水があふれて周辺に浸水被害をもたらす等非常に危険な状態となります。「堰板」を使用して取水された場合は使用者が責任を持って、使用後速やかに撤去して下さい。

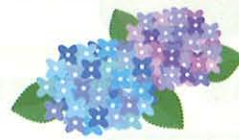


地域活動への取り組み

あじさい祭り&ウォーク

平成30年6月10日（日）、正木コミュニティセンター（羽島市正木町）において「第22回正木町健幸（けんこう）あじさい祭り&ウォーク」が開催されました。

地域の皆さん約300名が参加し、羽島用水路のパイプライン化によって整備された遊歩道に植えられたあじさいを觀賞しながら、ウォーキングや写生を楽しみました。



羽島用水の歴史を出前授業

平成30年12月11日（火）、水土里ネット羽島用水の職員が笠松町立笠松小学校で出前授業を行いました。

羽島郡地域の小学校では、4年生の社会科授業で副読本「はしまのすがた」で羽島用水について学習しています。出前授業では羽島用水の歴史や木曾川の水を農業用水に利用するために、農家がこれまでに行ってきた努力などを分かり易く説明しました。



また、出前授業後は、国営事業で造成された高さ10m・幅15mの施設（減圧水槽）を見学に行きました。

このような出前授業を通じて、農業の大切さや農業用水利施設は、人々の努力で現在の姿があること、更には水の大切さなどが伝わればと考えています。

真剣なまなざしで熱心に耳を傾けてくれた笠松小学校4年生の皆さん、校長先生ならびに担当の先生方に大変感謝しております。



羽島用水土地改良区施行事業

平成30年度は県単事業3地区、土地改良施設維持管理適正化事業1地区、市町共同事業50地区、改良区単独事業65地区の工事を施行いたしました。

県単事業 曲利巻上機設置工事

施工前



完成



適正化事業 逆川排水機場除塵設備塗装工事

施工前



完成



市町共同工事 逆川排水路中流浚渫工事

施工前



完成



三ツ目放水路護岸修繕工事

施工前



完成



◆組合賦課金の納入について◆

【賦課金の納期内完納にご協力ください。】

賦課金の納期限及び口座振替日は **令和元年5月27日(月)** です。 ※月末ではありません

羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のご案内

○次の金融機関の本支店を口座振替にご利用いただけます。

銀 行	岐 阜	・十六	・大垣共立							
	愛 知	・名古屋	・愛知	・中京						
信 用 金 庫	三 重	・百五	・三重	・第三						
	その他	・静岡	・清水	・滋賀	・福井	・北國	・北陸	・富山	・富山第一	
	都銀・信託	・中国	・トマト	・八十二	・北海道	・山口	・関西みらい	・北九州		
		・三菱UFJ	・みずほ	・りそな	・埼玉りそな	・三井住友	・三井住友信託			
信 用 組 合	岐 阜	・岐阜	・大垣西濃	・関	・東濃	・八幡	・高山			
	愛 知	・愛知	・いちい	・岡崎	・蒲郡	・瀬戸	・知多	・中日	・碧海	
	三 重	・東春	・豊川	・豊田	・豊橋	・西尾	・半田	・尾西		
	その他	・北伊勢上野	・桑名三重	・津						
農 業 協 同 組 合 (JA)	岐阜県・愛知県	・岐阜商工	・飛騨	・益田	・イオ	・岐阜県医師	・愛知県中央			
農 業 協 同 組 合 (JA)	岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・静岡県・長野県のすべての農業協同組合									
労 働 金 庫	東海労働金庫									
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行									

◎ご注意ください!

賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。

賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発送した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることとなりますので、期限内納入にご協力下さい。

口座振替等に関するQ&A

Q1 賦課金の納付を口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きはどこでするのですか。

A 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。

Q2 口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。

A 申込みに必要なものは、下記のもので。
 ●賦課金口座振替依頼書(羽島用水土地改良区に備え付けてあります)
 ●預貯金通帳(金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの) ●通帳使用印鑑

Q3 口座振替の領収書が欲しいのですが。

A 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。

Q4 1期(5月)までは納付書により、現金で納めていましたが、2期(10月)の賦課金から口座振替(自動払込み)を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。

A 年度の途中からでも口座振替(自動払込み)を申し込むことができます。8月末までにお申し込みください。

Q5 郵便局で現金納付したいのですが。

A 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

ごぞんじですか?自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第43条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 賦課金額はいつ決まるのですか?

- A 賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。今年度は3月20日に開催され、決定されました。

Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか?

- A 当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定していますので、**転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

Q3 農地転用決済金とは?

- A 決済金は「土地改良法第42条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。
農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。
田を畑とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。
未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は?

- A 道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか?

- A 家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものでありますが、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。
当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することとしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。